

奄美群島国立公園指定10周年PRロゴマーク使用ガイドライン

奄美群島国立公園指定10周年PRロゴマークを使用するためには、商用・非商用を問わず、事前に奄美群島広域事務組合へ申請し、許可を受ける必要があります。このガイドラインをご確認のうえ、規定の書類で申請してください。

① デザイン使用のルール

奄美群島国立公園指定10周年PRロゴマークを使用する場合には、下記の事項を遵守してください。

- (1) ロゴのタイプ・コピー・地名を変更しない。
- (2) 要素をバラバラに組み合わせたり、指定以外の位置関係や大きさで使うことしない。
- (3) 各要素の文字を他のフォントで代用しない。
- (4) 他の要素を加えることや、ロゴの一部のみの使用はしない。
- (5) 色や明度が紛らわしい背景や模様・写真の上に表示するなど、明らかに視認性を損なうような表示は避ける。
- (6) ロゴにテーマカラー以外の色を使用したり、要素ごとに色を変えて表示することはしない。
- (7) 縦横の比率を変えての使用はしない。また、ロゴを回転・傾斜・変形や縁取り・3D加工をしての使用はしない。
- (8) ロゴ周囲に十分な余白を確保することとし、ロゴに対して文字・写真・枠などが近すぎる配置はしない。
- (9) ロゴのサイズは、印刷する場合は横幅25mm以上、WEBの場合は横幅120pxとし、小さすぎて文字やモチーフが潰れることはしない。

② 使用規定の概要

奄美群島国立公園指定10周年PRロゴマークを使用するにあたっては、商用・非商用を問わず必ず事前に奄美群島広域事務組合へ申請し、許可を受ける必要があります。ただし、下記いずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1) 奄美群島広域事務組合又は奄美群島12市町村が主体的に実施する事業において使用するとき。
- (2) その他事務局長が認めたもの。

※次の場合には、使用できません。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (3) 特定の商品、又は事業所等のためのロゴマークと混同される使用内容である場合。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 奄美群島広域事務組合、若しくはロゴマークの品位を損なう使用内容である場合。
- (6) 第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき。
- (7) ①デザイン使用のルールが守られていないとき。
- (8) その他事務局長が使用について不相当と認めたとき。

※ 上記に反した場合は、直ちに使用許可を取り消します。また、使用許可を取り消した際に発生する損害・費用に対し、奄美群島広域事務組合は一切負担いたしません。

※ ロゴマークの商標登録・意匠登録その他の一切の登録を禁じます。

※ 不明な点は奄美群島広域事務組合までお問い合わせください。

【事務局】

〒894-0026

鹿児島県奄美市名瀬港町 15-1

奄美群島広域事務組合 エコツーリズム推進係

電 話：0997-52-6032（直通）

Fax : 0997-52-9618

メール：ecotourism@amami.or.jp